

のうれんプラザ周辺道路の通行方法が変わります



農連市場地区の再開発に伴い、のうれんプラザ西側の道路（現在整備中）が南向きの一方通行となっています。通行の際はご注意ください。なお、道路整備完了後も**一方通行**の交通規制は継続されます。

那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合 ☎855-7318
まちなみ整備課 ☎951-3248



更新の手続きは、有効期間が満了する日までの期間が3か月未満となった日から可能です。

（例）有効期限が令和2年1月1日の場合、令和元年10月2日から更新可能

有効期限の確認はカード表面をチェック！



★電子証明書がカードに格納されているのは、希望者のみです。更新期限はカードに添付された用紙をご確認ください。

マイナンバーカードや、カードに格納されている電子証明書には有効期限があります。期限を過ぎると、身分証明書としての使用やコンビニなどの証明書発行のための使用ができなくなります。

●マイナンバーカードの有効期限
カード発行日から10回目の誕生日（カード発行時の年齢が20歳未満の場合は発行日から5回目の誕生日まで）

※外国人は有効期限が異なります。

●電子証明書の有効期限
発行日から5回目の誕生日まで

マイナンバーカードと電子証明書の更新をお忘れなく



マイナンバーカードの更新

申請から新たなカードのお渡しまでに1〜2か月ほどかかります。

申請場所▼市役所本庁舎ハイサイ市民課5番窓口 ※各支所では手続き不可

必要書類▼更新するマイナンバーカード、印鑑、顔写真

更新手数料▼有効期間内の申請は無料

電子証明書の更新

マイナンバーカードの暗証番号（数字4桁）と、署名用電子証明書（e-Taxなどの電子申請）の暗証番号（6桁〜16桁の英数字）、利用者証明用電子証明書（コンビニ交付サービスなどの利用）の暗証番号（4桁の数字）がそれぞれ必要です。

申請場所▼市役所本庁舎ハイサイ市民課、各支所（首里・真和志・小緑）

必要書類▼マイナンバーカード（暗証番号が不明な場合は、マイナンバーカード以外の本人確認書類がもう1点）

更新手数料▼令和2年3月31日まで無料（以降、ホームページにて告知）

■マイナンバーカード・電子証明書の更新手続きは、原則、本人からの申請が必要です。15歳未満や成年被後見人の手続きの場合などはホームページを確認するか、事前にお問い合わせください。

ハイサイ市民課 ☎862-3274

年金生活者支援給付金申請はお済ですか？

対象者には、日本年金機構から9月に緑色の封筒を発送しています。忘れずご確認ください。



対象	老齢基礎年金を受給し次のすべてを満たす人 ・65歳以上 ・世帯全員の市町村民税が非課税 ・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下	障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、前年の所得額が、「約462万円+扶養親族の数×38万円」以下の人
手続き方法	給付金の案内通知に同封された請求書（ハガキ）に、氏名など必要事項を記入し、切手を貼って郵便ポストへご投函ください。	
給付額	届いた案内の見込額の記載でご確認ください。	
支払い	日本年金機構から、年金と同じ口座・同じ振込日に、年金とは別に振り込まれます。 ※10月18日までに届くように投函した場合、初回振込は12月中旬です。令和2年1月以降に請求した場合は、請求した翌月分からの支払いとなります。	
問い合わせ	給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092 050から始まる電話でかける場合は ☎03-5539-2216 那覇年金事務所（お客様相談室） ☎098-855-1111 ※自動音声案内「1」のあと、「2」を押す <受付時間> 月～金曜日 8時30分～17時15分 第2土曜日 9時30分～16時 週初の開所日 8時30分～19時	



名称決定！

那覇文化芸術劇場 なは一と

2021年度開館予定の、那覇市新文化芸術発信拠点施設（新市民会館）の名称を募集したところ、1007件の応募の中から次のとおり決定しました。

【応募者】
兼島 マサミさん（那覇市）
渡嘉敷 信一郎さん（那覇市）

名称には、那覇市の心（Heart）を揺るがす芸術（Art）の発信拠点として人々に親しまれ、文化芸術が発展する様に、という願いが込められています。たくさんのご応募、ありがとうございました。

文化振興課 ☎917-5082

2019年10月1日、消費税・地方消費税の税率は10%へ。

※10%のうち2.2%は地方消費税です。

ポイント1 税率引上げは社会保障制度を次世代に引き継ぎ、みんなが安心できる社会にするために必要です。

みんなが安心できる社会にするためには、安定した財源を確保し、社会保障制度を、次世代に引き継ぐとともに、全世代型へ転換していく必要があります。そのためには10%への税率の引上げが必要です。

ポイント2 引上げ分は、すべての世代を対象とする社会保障のために使われます。

引上げ分は、消費税・地方消費税ともに、例えば、①待機児童の解消、②3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化、③真に支援が必要な学生の高等教育（大学など）の無償化、④介護職員の処遇改善、⑤所得の低い高齢者の介護保険料の軽減、⑥所得の低い年金受給者への給付金の支給などに使われます。

ポイント3 家計と景気、両方の視点から対策を実施します。

飲食料品（お酒・外食を除く）と新聞（定期購読契約、週2回以上発行）に係る税率を8%に据え置きます（軽減税率制度）。このほか、家計や景気への影響を緩和するための各種対策を実施します。



知っていますか、地方消費税

一般に「消費税」と言うのは、消費税（国税）と地方消費税（地方税）を合計したものです。地方消費税収は、地方自治体の貴重な財源として、住民の皆様への身近な行政に生かされています。

政府広報 消費税 検索

